

枚方京田辺環境施設組合財産使用料条例

令和8年3月10日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、他に特別の定めがある場合を除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により許可した行政財産の使用について、同法第225条の規定による使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 行政財産の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を開始する日又は使用を継続する前日までに別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 別表によることが不適當又は困難であると認められる場合の使用料は、管理者が、その都度定めることができる。

(必要経費)

第3条 使用者は、次の各号に掲げる必要経費（以下「経費」という。）を第2条に定める使用料に合算して納付しなければならない。

- (1) 電気料金
- (2) 水道及びガス料金
- (3) 火災保険料
- (4) 前3号のほか管理者が必要と認める経費

(使用料の減免)

第4条 管理者は、次に該当する場合は、使用料及び経費の全額又は一部を免除することができる。

- (1) 他の地方公共団体又はその他の公共団体において、公用若しくは公共用に供する使用であって、特に必要があると認めるとき。
- (2) 災害その他の緊急事態の発生により、応急用の施設として短期間使用するとき。
- (3) 組合の職員、特別目的会社（枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設の運営のために設立された特別目的会社をいう。以下同じ。）と雇用関係にあ

る者の福利厚生のため、必要があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、特に管理者が必要と認めるとき。

(使用料等の還付)

第5条 既納の使用料及び経費は還付しない。ただし、次に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 組合又は特別目的会社において公用又は公共用に供する必要が生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を中止させたとき。

(2) 使用者の申請により使用の中止を認めたとき。

(3) 災害その他使用者の責に帰すことができない理由により使用の開始又は継続ができなくなったとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

目的	単位	金額
郵便差出箱の設置	1台につき1年	1,800円
携帯電話無線アンテナ設備（建物設置に限る）の設置	1基につき1年	100,000円
飲料等自動販売機の設置	1台につき1年	売上見込額に100分の5を乗じた金額
そのほかの目的	枚方市行政財産使用料条例（昭和41年枚方市条例第18号）、京田辺市行政財産使用料条例（平成8年京田辺市条例第24号）の規定を参酌のうえ、管理者がその都度定める。	

備考

- 1 1年未満の端数を生じる場合は月割で計算し、1月未満の端数を生じる場合は、日割計算する。この場合において使用料の額は月割にあつては、年額を12で除した額とし、日割にあつては、年額を360で除した額を日額とする。
- 2 使用の期間が1日未満の場合は1日とする。
- 3 使用料額に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。
- 4 経費について、1年未満の端数を生じる場合は月割で計算し、1月未満の

端数が生じたときは、その端数は切り上げる。